

## 危機管理委員会

大林組では、全社的な危機管理体制の中核となる機関として、社長を委員長とした「危機管理委員会」を常置しています。危機管理委員会では主に、危機管理体制の構築、危機管理意識の啓発などの教育訓練の推進や、大林組の経営や事業活動が重大なダメージを被る、または社会に影響を及ぼす事態を未然に防止するとともに、万一危機が発生した場合における対策スタッフとしての支援や助言を行っています。

なお、危機管理委員会は、取締役会が運用状況の確認(点検)を行っている内部統制システムにおいて、「損失の危険の管理に関する規定その他の体制（※1）」の一つに位置付けられております。また、危機管理委員会は監査役会とは独立しています。

※1 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

重要な意思決定の決裁権限の明確化や各部門におけるリスク管理状況の監査を行うことなどが定められています

### 体制図

